令和７年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第２１条関係）

特定事業主名：　裁判所　　令和８年１０月３０日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	８０．８％
任期の定めのない常勤職員以外の職員	８５．８％
全職員	８２．５％

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
指定職相当	９６．８％
最高裁課長相当職	９６．６％
下級裁課長・最高裁課長補佐相当職	９７．８％
係長相当職	９５．４％

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	９２．２％
３１～３５年	９４．０％
２６～３０年	９４．２％
２１～２５年	９０．１％
１６～２０年	８９．２％
１１～１５年	８９．５％
６～１０年	９６．０％
１～５年	９７．７％

＊　役職段階の考え方は以下のとおり。
「最高裁課長相当職」とは一般職給与法の行政職俸給表（一）７級から１０級までの職員を、
「下級裁課長・最高裁課長補佐相当職」とは同俸給表５級及び６級の職員を、
「係長相当職」とは同俸給表３級及び４級の職員をいう。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

＊　「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、１月のうち勤務日が１、２日など、当該月のごく一部の勤務しかしていない職員については算出の対象から除外している。

＊　裁判官には、職制上の段階がないこと等のため、2には含めない。